

# 「ウーマノミクスで経済活性化塾実施業務」に係る企画提案公募要領

## 1 目 的

企業における女性活躍の促進が十分に進まない要因の一つになっている職場における固定的役割分担意識等の無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に気づき、女性も活躍できる職場づくりにつなげるためのオンラインセミナーを県内企業・団体の管理職等を対象に開催することで、県内企業等における取組みの底上げを図る。

## 2 業務概要

(1) 業 務 名 ウーマノミクスで経済活性化塾実施業務

(2) 業 務 内 容

「ウーマノミクスで経済活性化塾」を実施することとし、詳しくは、別添仕様書（企画提案用）のとおりとする。

(3) 提案上限額 2,146千円以内（消費税及び地方消費税を含む。税率10%。）

## 3 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募できる事業者は以下の項目すべての要件を満たす者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ②山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- ③山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止基準に該当しないこと。
- ④次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(2) 失格事項

提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があった時は失格とする。

- ①この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ②提出書類に虚偽又は不正があったとき。

#### 4 企画提案参加届の提出及び提出方法について

(1) 提出書類、期限、部数

| 提出書類         | 期 限             | 部 数 |
|--------------|-----------------|-----|
| 企画提案参加届（別紙1） | 令和3年11月8日（月）12時 | 1部  |

(2) 提出方法及び提出先

10の担当部局までファックス又は電子メールにより提出すること。

（※提出期限必着、郵送・持参不可）

(3) その他

企画提案に参加する事業者は必ず提出すること。提出期限までに提出のなかった事業者の企画提案は受け付けない。

#### 5 企画提案に係る提出書類及び提出方法について

(1) 提出書類、期限、部数

| 提出書類   | 期 限              | 部 数 |
|--|------------------|-----|
| ①参加申込書（様式1号）<br>②会社概要書（様式2号）<br>③企画提案書（様式3号）<br>④経費見積書（様式4号） | 令和3年11月17日（水）12時 | 7部  |

(2) 提出方法及び提出先

10の担当部局まで郵送又は持参により提出すること。（※提出期限必着）

(3) 受付時間

9時から17時まで（土日祝日除く）

(4) その他

提案は1事業者につき、1提案とする。

#### 6 審査方法について

提案のあった企画内容について、企画提案書により書類審査し、採用候補企画を決定する。書類審査にあたり、提案者へ質問する場合がある。

選定結果はすべての応募者に対して通知する。

提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果（平均点60点以上）により、提案の内容について契約目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

提案者が無い場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

#### 【審査項目と審査の視点】

| 審査項目                | 審査の視点   | 配点  |
|---------------------|---|-----|
| ①実施方針               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方針は、本事業の目的に合っているか。</li> <li>・事業内容に関する理解度はあるか。</li> </ul>              | 10点 |
| ②ウーマノミクスで経済活性化塾実施業務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的に合致し、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に気づき、改善を図るための行動を促す内容となっているか。</li> </ul> | 25点 |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業効果を高めるための工夫がなされているか</li> </ul>  | 10点 |

|                                   |   |      |
|-----------------------------------|---|------|
|                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師・コーディネーター等の選定は、参加者にとって魅力的なものとなっているか。</li> <li>・講師・コーディネーター等は、事業効果に配慮した人材になっているか。</li> </ul> | 10点  |
|                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者確保が期待できる内容か。</li> <li>・事業内容をより多くの県民に周知、広報するための工夫がなされているか。</li> </ul>                       | 10点  |
| ③アンコンシャス・バイアスへの理解・気づきを促進する啓発媒体の作成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンコンシャス・バイアスについての気づき・理解を促す内容となっているか。</li> <li>・県民・企業等の関心を高めるような工夫がなされているか。</li> </ul>         | 10点  |
| ④事業効果測定等の実施                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業効果測定は、適切な方法となっているか。</li> </ul>  | 5点   |
| ⑤実施体制                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画内容を遂行できる実施体制があるか。</li> <li>・業務に有効な知識、ノウハウ、経験等を有しているか。</li> </ul>                            | 10点  |
|                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置が講じられているか。</li> </ul>  | 5点   |
| ⑥経費総括                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所要経費の積算は企画内容に関し妥当か。</li> <li>・効率的に事業を行い、予算の範囲内での積算となっているか。</li> </ul>                         | 5点   |
| 合計                                |   | 100点 |

## 7 質問・問い合わせ

### (1) 受付期間

令和3年10月29日（金）～令和3年11月8日（月）17時まで

### (2) 質問・問い合わせ方法

10の担当部局あて、「質問票（別紙2）」により郵送、ファックス又は電子メールにより問い合わせること。

### (3) 質問・問い合わせへの回答

質問者への回答は、その都度、山形県ホームページにおいて回答する。

ただし、各提案者の独自の企画に関わること等については、当該質問をした提案者のみへの回答とする。

## 8 契約等

### (1) 契約締結

①審査結果に基づき、最も優れた提案を行った応募者（以下「最優秀者」という）と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。

②採択された提案等については、採択後に県と詳細を協議すること。その際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。

③最優秀者と業務委託締結条件等で合意に至らなかった場合、あるいは最優秀者が失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を

行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

(2) 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

9 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。

(2) 提出された事業企画書等は返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業企画の選定審査の目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。

(3) 最優秀者選定後契約対象となる業務内容については、別途協議により企画内容の一部を修正・変更する場合がある。

(4) 募集及び契約については、県の都合により停止することがある。

10 担当部局

山形県しあわせ子育て応援部 女性・若者活躍推進課

担 当：女性活躍推進担当

住 所：〒990-8570

山形市松波2-8-1（県庁4階）

T E L：023-630-3269（直）

F A X：023-632-8238

Eメール：ホームページ下部「お問い合わせフォーム」に入力

※Eメールで提出を希望する場合、その旨を「お問い合わせフォーム」に明記すること。